

14.5-17イ



\*1200501211403\*

大連市中央卸賣市場に就て

齋藤征生著

滿鐵調査課



始





滿鐵庶務部調査課寄贈本

凡例

145-174



一、人口の都市集中傾向が顯著となれる以來、大都市に於ける生鮮食糧品市場政策は重要なる都市政策の一になり了つた。

一、我が大連市に於ても受動的ではあつたが、内地諸大都市に率先して生鮮食糧品中央卸賣市場を開設した。

一、而して幾多試練の結果、今や多く類例を見ざる市營單一制を實行せんとする根本方針を可決した。

一、本編は過去二三年に亘る試練の跡を記録し、併せて紛糾の最後に到達したる改善案を紹介せんとするものである。

一、編中意見は屬するものは筆者の私見にして當課及會社の夫ではない。



一、擔當者 齋藤征生

昭和五年二月八日

滿鐵調査課



# 大連市中央卸賣市場に就て

## 目次

第一章 概説	一
第二章 大連市中央卸賣市場の沿革	四
第三章 今日に至る取引高	五
第四章 市場制度	八
第五章 市場缺陷の表面化と單一會社設立に關する紛糾	一二
一、概説	一二
二、場外取引禁止に關する紛糾	一三
三、單一會社設立に關する紛糾	一七



四、生産組合の組合員不當勧誘に関する紛糾……………三〇

五、結言……………三二

第六章 卸賣人收容問題……………三二

第七章 市當局の改善案……………三八

第八章 結言……………四四

附 録

一、大連市卸賣市場事務報告規程……………四七

二、大連市卸賣市場規則……………四八

三、大連市卸賣市場規則施行細則……………五七

# 大連市中央卸賣市場に就て

## 第一章 概 説



現代に於ける市場組織の分野を學者(内池博士市場要論)は大要左の三つに區別してゐる。

- 一、生鮮食糧品市場(Perishable goods market)
- 二、穀物市場
- 三、製造品市場(Manufactured goods market)

以上の中第一の生鮮食糧品市場は、人口の都市集中傾向漸次濃厚となるに連れ、而かも其の大部分を所謂第四階級が占むるに至り、都市社會政策の一現れとして多くは都市の經營する所となつた様である。即ち一八五六年には巴里が世界に卒先して「アル・サントラル」(中央卸賣市場)を設置し、次いで一八六三年には倫敦の「スミスフィールド」、一八八二年には伯林に、一八八六年には納也に、一八八九年には紐育に夫々中央卸賣市場が設置さるゝに至つた。

然らば何故に大都市は生鮮食糧品市場の經營を都市社會政策の重要な一目標としなければならぬか。此の點



に關して内池博士は左の如き五つの理由を述べられてゐる。(上掲書四七頁以下)

- 一、生鮮食糧品は其の配給状態の佳否に依つて國民の健康、延びては國力の上に重大なる影響を有してゐる。
  - 二、次に之等は腐敗し易いから特別の装置を要する。
  - 三、従つて其の賣買は迅速なるを要し、其の取捌も可成的早急を要する。
  - 四、更に他の各れの貨物よりも値段が暴騰暴落する。
  - 五、最後に都市の膨脹に従つて消費者と市場との距離が段々遠くなるから之を調節する必要がある。
- 即ち以上の如き原因に依つて生鮮食糧品市場を都市が經營すると言ふ事は、十九世紀後半以來の歐米に於ける顯著なる傾向であつたのである。

然し乍ら我國に於ける状態は全然別である。歐洲に於けるが如き自由市場の發達は封建制度の破壊せられたる以後の事であり、人口の都市集中傾向の如きも機械文明が移入せられたる後の事に屬する。従つて都市が經營する公設市場の如きも歐米に在りては先づ中央卸賣市場を設置して、然る後小賣市場に及びたるに反し、我國に於ては小賣市場先づ公設せられ、卸賣市場の如きは永く顧みられざる状態であつた。然るに此の間に於て會社、組合、個人等に依つて無統制に設立されたる卸賣市場が、漸次其の弊を曝露するに至り、政府に於ても歐米に其の範を採つて之を統一せんとする意嚮を有するに至つた。而して其の意嚮が先づ表現せられたのは大正元年生産調査會に對する農商務大臣の魚市場法案要綱の諮問である。

次いで大正十年内務大臣は公設市場改善案を社會事業調査會に諮問し、調査會は一年餘審議の結果翌十一年九月公設市場改善案並びに中央市場設置要綱を提出するに至つた。此の間、政府の斯かる企てを聞きたる六大都市青果市場聯合會は同案に對して熱心なる興味を持ち、十二年三月十二日兩院に陳情書を呈して、同案の實現を希望してゐる。

斯くて中央卸賣市場法は大正十二年三月廿九日法律第三十二號を以て、同施行規則は同年十月廿九日農商務令臨第十號を以て夫々公布せらるゝに至つた。右法令に依つて六大都市は言ふに及ばず、高知・前橋・岐阜・長崎・佐世保・金澤・堺・静岡・濱松・豊橋等漸次中央卸賣市場の設置を指定され、昭和二年十二月京都が先づ率先して業務を開始し、東京・大阪・横濱等も其の開業は目睫の間に迫つてゐる。

我大連市に於ても其の設立の沿革は日本内地と軌を一にし、公設小賣市場に遅れて一昨昭和三年開業を見たものであるが、京都に後れたるのみで母國大都市に率先して之を實施し、今又他に多くの例を見ざる市自らが卸賣人たらしんとするの案(即ち所謂市營單一制)其の適否は後段に譲るが)を實行せんとするあり、旁々斯界の注目を要するものと思はれる。以下同市場設立の沿革を述べ、市場の價値を表現する賣買取引高を明かにし、更に現行市場制度を述べて其の缺陷に及び、其の結果として市當局が研究の上發表したる改善案を紹介し、いさゝか之を批判せんとするものである。



## 第二章 大連市中央卸賣市場の沿革

従来大連に於ける生鮮食糧品の卸賣市場を見るに、魚類に在りては明治四十年の頃より水産會社に依つて經營され、其後關東州水産會之が管理を爲し、滿洲水産會社其の清算に當つて（昨年十一月水産會社は水産會に買収されて解散し現在は水産會が清算の任に當つてゐる）稍統一せる市場を有し、略々公定相場を作製したるに反し、果實及蔬菜に在りては輸入物たると地場物たるを問はず、全く輸入商並びに生産者と問屋間の自由取引に委せられ、何等公定相場と稱するもの無く、生産者及び消費者は全然彼等中間商の意に従ふの他ない様な状態であつた。於是地場生産者は度々當局に向つて統一ある卸賣市場を設立し、以つて公平なる賣買取引を行はしめられん事を要望して來た。關東廳當局に於ても右の要望もあり、日本内地に於ても既に中央卸賣市場法發布せられて其の機運漸次濃厚になりつゝあつた所から、大正十五年大連民政署をして管轄せしめたる公設小賣市場を大連市に移管するに際し、其の條件の一として菜果中央卸賣市場を設け以つて小賣値段を牽制し市民の生活費を軽減せしめ、一面生産者を保護すべき旨の命令があつた。大連市中央卸賣市場は全く右の指令に其の源を發してゐるのである。斯くて市當事者は同年九月七日當業者の參集を求めて第一回の協議會を開催して以來、市特別委員會を督して市場規則の完成を急ぎ、其の他の方面の準備にも努力したのであるが何分にも初めての試みであつた爲豫期の如く進捗せず、昭和三年春に至つて漸く成案を得、五月一日附市規則第四號を以つて市場規則の發布を見るに至つたのである。而して市場假建

築の竣成まで取引は露天で行ふ事とし、卸賣人及仲買人の詮衡を了して之等に組合を組織せしめ、營業は六月一日より開始する事に決定した。

然るに諸準備に手間取りて六月一日の開業は不可能となり、加ふるに組織せられたる卸賣人組合と仲買人組合との間に歩戻金を中心として紛糾までも惹起するに至つた。即ち六月八日市當局は兩組合の代表者を招致し、卸賣人組合より市役所に納入すべき市場使用料と、仲買人組合に割戻すべき歩戻金の協議を爲したるに際し、卸賣人組合は糶市場にて取扱ふ可き一切の野菜及果實より手数料として賣上金高の一割を徵收し、其中一步を市役所に、一步五厘を仲買人に割戻し、殘額七分五厘を卸賣人の收得とせん事を提議した。之に對して仲買人組合は現在の如き自由糶市場に於ては賣掛代金の收納に随分と骨が折れ且つ掛倒れも見積らなければならず、而かも卸賣人組合に對する決濟は一ヶ月三回は非共之を爲さなければならぬのであるから我等の立場も考慮して當分の間歩戻金は二歩とせられたいと主張して譲らず、當日の協議會は遂に紛糾の儘散會した。其後市當局の仲裁に依つて双方共相當の讓歩を爲し、即ち卸賣人組合は月三回の決濟を二回に減少し、仲買人組合は其の主張を抛棄して提案通り一步五厘として漸やく纏りを見たのであるが、之が爲市場は六月十八日に至り漸やく開始されたのである。

## 第三章 今日に至る取引高

先づ取引の總額を見るに昭和三年度に於て百四十萬六千圓、同四年度に於て二百六十四萬圓であるが、三年度は



六月以降であるから大約年二百五十萬圓内外と見得るであらう。

次に之を月別に見れば

昭和三三年	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	昭和四年	一月	二月	三月	計
	四二,四〇三 <sub>円</sub>	二二二,六五四	一八五,六三三	一七四,〇五三	一五九,九七六	一九七,三五九	四三四,一八八	一,四〇六,二六六		三四二,九四〇	二四五,〇九一	二二〇,五五八	
										十二月			二,六四三,〇九五
	四	五	六	七	八	九	十	十一月		十二月			計
	一九八,三八七 <sub>円</sub>	二〇四,九六〇	二二六,七五二	一六三,一七六	一五九,九三一	一七二,八〇九	一四五,四三五	二二三,二九九		三四九,八一七			

以上に依れば十一、十二、一、二、三の冬期比較的多く、就中十二、一の兩月が最も多量にして、七、八、九、十の夏より秋にかけての期間が最も少量である。

更に之を生産地別及蔬菜、果實別に分類すれば左の如き數字を得る。

昭和三三年		昭和四年	
日本産 蔬菜	二二二,六五二 <sub>円</sub>	四一〇,二六八 <sub>円</sub>	
同 果實	五〇〇,一四三	一,一四四,〇八七	
臺灣産 蔬菜	六,四〇九	三三,四五七	
同 果實	一四二,二三二	三二七,三九六	
支那産 蔬菜	四九,〇二四	一一一,〇四七	
同 果實	五五,九六一	六五,八三九	
朝鮮産 蔬菜	一一,〇九〇	一一,二九四	
同 果實	一七,三六五	三三,〇八六	
州内産 蔬菜	二六八,五一三	三七四,九二七	
同 果實	一四一,八七七	一三二,六九三	
計	一,四〇六,二六六	二,六四三,〇九五	

以上を生産地別に見れば日本内地よりの輸入品六割内外を占め最も多く、關東州内産二割内外を占めて之に次ぎ以下臺灣産、支那産、朝鮮産の順序である。更に種類別に見れば日本内地よりの果實全體の四割強を占め、次いで



内地産蔬菜、州内産蔬菜、臺灣産果實、州内産果實の順序である。

當初市當局が豫想したる四百萬圓に達せざる事は遙かであるが、其の賣買取引高が漸次増加して行く可き事は明かに豫想し得る所であらう。

## 第四章 市場制度

昭和三年五月一日大連市規則第四號を以て發布せられたる「大連市卸賣市場規則」に基いて従來行はれ、現に行はれつゝある市場制度の概要を左に述べる。

- 一、名稱・位置・敷地及取引時間 名稱は「市設中央卸賣市場」と呼び、現在の信濃町公設小賣市場の西方入船町四番地に設けられ、敷地約二千三百坪は滿鐵會社の所有に屬するものにして、市が之を借受け約二萬五千圓の費用を以て假建築を施したものである。
- 二、市場の管理及組織 市場の設備、管理並びに當業者及取引の監督は言ふまでも無く市自身に於て之を爲し、即ち市に於て諸設備を施し、卸賣人及仲買人をして使用せしめ、卸賣人より賣上金額の一步を徵收する他後述するが如き各使用料を徵收して其の維持費及管理費に充當するのである。而して糶の準備業務及び清算事務は卸賣人をして行はしめ、市は之を監督するに止まる。
- 三、取引物件・其方法及建値 第二章に於て述べたる如く魚類卸賣市場は既に設置せられてゐるから、本市場に於

ける取引物件は蔬菜及果實の二種とし、之を左の四部に區別してゐる。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 第一部 日本輸入品 | 第二部 臺灣輸入品     |
| 第三部 支那輸入品 | 第四部 滿洲及關東州生産品 |

以上の割合其他は前章實際に就いて述べた如くである。

次に市場賣買の方法は原則として糶賣の方法に依り、特別の事情ある場合に限り入札賣、定價賣若しくは相對賣の方法に依るのである。取引の單位は重量に依り、重量に依る事を得ざるものゝみ個數に依る定めである。尙取引に就いて「袖の下」「耳遣り」其の他秘密の方法は一切禁じられ、呼値に符號を用ふる事も市長の承認を得たる場合の他許されない。

最後に取引の建値は市長が特に必要ありと認めたるものは銀建に依る事が出来るが一般は金建に依る事になつてゐる。

四、卸賣人 市場の各部に卸賣人及仲買人を置く。之等は重要な市場構成要素である。先づ卸賣人に就いて述べれば、

イ 大連市内に於て蔬菜若しくは果實の卸賣業務を營める者

ロ 蔬菜又は果實を生産する者の團體代表者

の中より資産信用共確實と認むる者より市長之を許可するのである。其の保證金は二千圓とし、使用料、損害金



其他の支拂金遲滞の時之を當充するのである。言ふまでも無く卸賣人の主業は委託販賣であつて、委託者より收受する販賣手数料を主収入とするものであるが、其の率及營業に關し左の如き制限が設けられてゐる。

イ 販賣手数料は賣上金高の百分の十以内たる事（實際に於ても現在一割を徴收し、市に一步、仲買人に一步五厘を割戻してゐる事前述の如くである）

ロ 大連市内及市長の指定したる地域内に於ては本市場以外に於て本市場取扱品の卸賣業務を営む事を得ない。尙卸賣人は市長の命に依つて組合を組織し、組合員は日本人十四名、支那人十九名、計三十三名（四年七月末）である。

五、仲買人 次に仲買人は大連市内に於て蔬菜及果實の仲買業を営める者の中より資産信用確實と認むる者より市長之を許可し、其の保證金は五百圓にして使用料、損害金、其他支拂金及買受代金遲滞の時之を充當するのである。仲買人に選定されたるものは其の營業の範圍に制限を受くるのみならず、買入れ委託を受けたる場合に於ける手数料率に就き市長の認可を要すべき事、卸賣人同様である。現在組合員日本人十二名、支那人四十六名、計五十八名である。茲に注意を要すべきは以上五十八名中三十名は卸賣人を兼營してゐる事である。即ち卸賣人側から之を見るならば三名を除く其他の全部は同時に仲買人であると言ふ事實である。此の點市場制度の重大なる缺陷の一として現はれて來る事、後述する如くである。以上卸賣人及仲買人と雖も左の一に該當するに至りたる時は其の業務停止或は許可取消の處分を受ける。

イ 許可當時の資格を缺ぐに至り、又は資産信用確實と認め難きに至りたる時。

ロ 使用料の納附を怠りたる時。

ハ 委託引受、賣買取引、受領物品の通知又は賣買仕切に關し不正又は不當の行爲ありたる時。

ニ 仕切金若しくは買受代金その他に關する義務に屬する支拂を怠りたる時。

ホ 中央卸賣市場規則並びに同規則に基きて爲す處分に違反し又は公益を害する行爲ありたる時。

尙以上卸賣人及仲買人の他多量の消費者は、市長の許可を受け五十圓以上の賣買保證金を納入して直接立會に参加し得る定めであるが、實際に於ては參加してゐない様である。

六、市場建物の使用（料金と停止） 市場の建物又は諸設備は市長の許可を受けて使用出来るのは勿論であるが、其の權利を讓渡し又は使用場所を轉貸する事は許されない。使用料金は左の範圍内に於て決定されるのである。

イ 卸賣人賣場使用料	一坪一ヶ月	金三圓以内
ロ 仲買人賣場使用料	同	金五圓以内
ハ 倉庫使用料	同	金一圓以内
ニ 事務所使用料	同	金三圓以内
ホ 荷捌場使用料	同	金一圓以内
ヘ 市場附屬地使用料	同	金二圓以内



尙市場の建物又は設備を毀損したる者に對しては、其の修補を命じ、又は之に代へて其の費用の辨償を爲さしめるのである。又卸賣人又は仲買人が許可の取消しを受け、或は廢業其他の事由に依つて其の資格を喪失した時は、一定期間内に於て其の使用する建物又は設備を返還させるのは言ふまでもない。

## 第五章 市場缺陷の表面化と單一會社設立に關する紛糾

### 一、概 説

大連市營中央卸賣市場が多額の抱負を以て開市されたのは昭和三年六月十八日、越えて廿七日よりは一般輸入貨物をも上場して名實共に卸賣市場としての首途に出發した事は既述した如くである。然るに開市後未だ半歳をも經ざる九月中旬に至つて、早くも市場の缺陷は表面化するに至り、夫れはやがて場外取引となり、卸賣人側の場外取引禁止令の發布要請となり、更に進んでは單一清算會社設立問題となつて茲に端なくも一大紛擾を惹起するに至つたのである。以下夫等の紛糾に就いて少しく詳述を試みよう。

### 二、場外取引禁止に關する紛糾

假令略完備した卸賣市場に於てさへ、該市場外に於て賣買取引の行はれる事は、位置の關係其他に於て當然な事とされてゐる。況んや卸賣市場が多分の缺點を包藏して居る場合、夫は或程度迄避け得べからざる事である。大連市場に就いて見るも夫が設備不完全なる假市場であり、従つて出荷場所狹隘なる事情もあり、又實施後日淺き關係

上糶方法にも缺點あり、更に卸賣人の殆んど全部が仲買人を兼營する結果、自己の取扱貨物を自身に於て糶落し、不自然なる相場を現出する等、幾多の缺點を現出するに至つたのである。就中最後のものは生産者に取つては堪え難き所であつた様である。

思ふに卸賣人及仲買人は其の本質上兼營を許さる可きものではない。何となれば卸賣人は出荷貨物を最も高價に且つ迅速確實に販賣せんとするもので、其の立場は極力荷主即ち生産者の利益を高むるに努力すべきに反し、仲買人は之を卸賣人より大口に仕入れて小賣商に分賣するもので、其の立場は如何にせば最も廉價に仕入れ得るやに腐心し、従つて其結果は小賣商並びに一般消費者の利益を擁護すべきものである。斯く其の立場は全然相反するに拘はらず、從來此の兩者は屢々兼營せられて來た。日本内地に於ても數こそ少なけれ、多くの卸賣市場に於て兼營者を見得るのである。而して其の理由とする所は純粹の間屋業のみにては仲買の買却値段を知る事能はず、従つて取引の際仲買の申出價額に盲従せざるべからざる結果、問屋は常に仲買の爲不利を蒙る事ある可きを以て、之を避くる爲問屋自ら仲買を兼業して其の日の相場を知る必要あるが爲であると謂はれてゐる。大連に於ては其他現在仲買人に有力者が少なく、従つて奥地に商品を送る場合相當の弊害が伴ふ處から、奥地との取引を圓滑ならしめん爲有力なる卸賣人をして仲買人を兼業せしめたものであると言はれてゐる。

兎もあれ以上の如き缺陷に依り、賣買には長時間を要し其の取引不圓滑にして、而かも不自然なる値段に糶落さるゝ結果、生産者中には市營市場に積出すを忌避するものを生ずるに至り、盛んに市場外の取引が行はるゝに至つ



たのである。此の傾向を看取した卸賣人が之を打棄て置く可き筈がない。彼等は場外取引が盛行すればする程自分等の生業を脅かされ、且つは市場設立の趣旨を全然没却するものであるとして市當局を通じて關東廳に向つて場外取引禁止並に違反者に對する罰則規程を發布せられん事を請願し、九月十三日には卸賣人組合代表五名關東廳に神田内務局長を訪問して口頭を以て種々陳情してゐる。

斯かる卸賣人組合の運動を聞いた生産者は、事極めて重大なりとし、數次に亘つて協議の結果、九月十二日邦人四名、支那人六名の代表は關東廳に殖産課當局を訪問して、具さに市場の現状と缺陷とを指摘し、場外取引禁止の不可なる所以を陳述した。一面生産者の機關たる大連農會は彼等の請求に依つて臨時總會を開催し、特別委員を選定して場外取引禁止問題並びに市場設備改善事項其他に關して慎重審議せしめ、其後左の如く成案を得て之を市當局並びに大連民政署に提出してゐる。(昭和三年十月十一日附大連新聞に依る)

卸市場に關する大連農會決議事項

(一) 中央卸賣市場現在の制度設備並びに糶方法等に缺陷と認む可き事項

イ 制度の缺陷

- 一、卸賣人が仲買人を兼業せる事
- 二、仲買人の數少き事

ロ 設備の缺陷

- 一、現在の市場敷地は狭小なる事
  - 二、現在の建物は出荷に對し狹隘なる事
  - 三、貯藏倉庫の設備なき事
  - 四、自働車・荷馬車・荷車・自轉車等の收容所なき事
- ハ 糶方法の缺陷
- 一、現在三聲主義なるも實際は二聲にて決定しつゝある事
  - 二、設備の不完全なる爲時間の關係上糶賣を急ぐ傾向ある事
  - 三、現在午前の市は形式的にして實際糶賣の形態を爲さざる状態なる事

(二) 前項改善に關する具體案並びに希望事項

- 一、現在の市場は其敷地建物共に狹隘なるに依り隣接のダルニー川を利用して暗梁式となし敷地に充て建物を増築する事
- 二、現在の市場一箇所にては生産者に不便の點多し、依つて適當の場所に分場を設置する事
- 三、荷主及關係人に對し簡便に食事を爲す設備を爲す事
- 四、生産者に自己の生産品に對し適當の方法を以て糶賣を爲し得る權能を附與する事
- 五、種類及數量に依り糶賣を爲さず特賣を爲し得る方法を講ずる事、例へば高等野菜、特殊蔬菜及特殊果實類等



六、糶人の人選は生産者に至大の影響があるを以て其の詮衡に際しては慎重に決定されべき事  
七、生産者が生産組合又は其他の方法に依り荷受清算を爲さんとする時は、組合品の荷物に對し特種の權利を與へられたき事

八、當局が生産者に相當大なる影響ある施設に對しては豫め生産者の意見を徴せられたき事

九、蔬菜に對しては特に曉方迄に糶賣を終了する様時間を勵行せられたき事

十、手数料は五分以下に低減せられべき事

十一、仲買人の範圍を擴張する事

(三) 將來施設改善を要すべき事項

現在の糶市場は擴張の餘地なきものと認むるにより、譚家屯附近の大廣場に於て相當敷地を設定し之に設備せられたき事

(四) 市場外卸賣取引禁止に關する件

場外取引禁止令は生産者に非常なる影響あるを以て卸賣市場の制度設備及糶方法等改善を爲す迄其發布を延期する事、發布に際しては豫め生産者の意見を徴せられべき事

(五) 市場改善方法として單一機關(會社創立)の設置に對する意見

右機關設置に對しては生産者は此際参加せず暫く設立後の成績を見たる上、不結果なる場合は生産者は別に獨立

したる生産組合等を設け荷受清算事務を取扱ふ方法を講ずる事ある可き事

右卸賣人同志の組織せんとする會社に對しては市及官廳より充分なる監督を加へられ、營利にのみ走るが如き事なき様充分なる取締監督方を要望する事。

斯くて以上の如き生産者の反對に逢ひたると、本問題が更に轉化して次に述ぶるが如き單一清算會社設立問題に迄發展した爲に、場外取引禁止令は遂に發布を見なかつたのは言ふまでもない。

後述する會社設立問題にも重大なる關係を有する事ではあるが、大連管内の日支人蔬菜生産者は生産者相互の一致協同と利益増進とを計る爲、有力なる組合の必要を感じ、十一月四日發起人會を開き、次いで六日沙河口東華樓に於て組合創立總會を開催し、參集するもの日支生産者百五十餘名、盛大に滿洲蔬菜生産組合を結成した。

### 三、單一清算會社設立に關する紛糾

**第一次會社設立案** 場外取引禁止令發布に關する卸賣人組合及生産者側の経緯は以上に述べた如くであるが、卸賣人組合の一部には本問題を根本的に解決するには市場の制度を單一制となし株式會社を起して糶行為及清算事務を該私設會社に營ましむるに如かずと爲すものあり、彼等は密かに大連中央青果株式會社の設立を目論むに至つたのである。今其の案を見るに同會社は

一、大連市設中央卸賣市場に於ける荷受

二、同上賣買取引の決済



三、前各號に附帶する一切の業務

四、關東州内青果生産者に對する生産資金の融通及之に附帶する一切の業務

を經營するを目的とするもので、資本金一百萬圓、一株五十圓二萬株に分ち、其中八十萬圓は現物出資即ち卸賣組合員の營業權並びに荷受先を出資の目的として提供せしめ、殘額二十萬圓のみを現金拂込となし、株式は全部組合員をして引受けしめんとするものである。而して彼等は此の案に基き一方日支卸賣人を説き右權利の提供覺書を提出せしむるに努め、他方市及關東廳當局を説き着々として會社設立の準備を進めたのである。

右案に對する當局の意嚮を見るに、市としては現在の行詰れる市場打開策として或は適當なる方法であるかも知れないと言ふ見地の下に相當の後援を爲してゐた様であり、關東廳としても神田内務局長が同問題に對する談話の中に『聞く所に依ると關係者間に……清算事務を取扱ふ可き私設會社を設立し、仲買人は仲買人としての仕事に従事すると言ふ清算會社設立の計畫があるそうだが、當局としては該計畫には反對しない積りである……』(大連新聞昭和三年九月十四日所載)と言明した所に徴すれば、問題が更に具體化すれば之を認可する方針であつたと思はれる。

然るに豫期の如くではあつたらうが、先づ生産者側から猛烈なる反對が起つた。場外取引禁止令に反對した地場生産者が鋭鋒を轉じて同問題に向つたのは言ふまでもなく、之を聞き傳へた内地、臺灣其他の荷主よりも反對の旨申送るものが少くなかつた。就中大連市場に最も關心を有する紀州柑橘同業組合聯合會は左の如き抗議書を突付け

て絶對反對の旨を表明した。

一、優良品は高價に賣れるに拘らず、近來大連市場では玉石混淆して同様に取扱ひつゝある事は遺憾な事である。之が爲に出荷者は中等以下の品を出荷する事となり、大連市民が優良密柑を得られざると共に紀州密柑の聲價を落す處がある。

一、例年大連は朝鮮の三倍の需要があるのに本年は例年の三分の一に過ぎない。之は會社設立計畫の爲、大連在住指定商人の營業方針が動搖しつゝあるからで、組合當事者は熟考され度い。

一、本年五月大阪に於て開催されたる全國生産商聯合會では卸市場は複式を可とし單一制には反對なる旨決議の上主務大臣に建議したが、紀州聯合會でも過般單一制に反對決議した。萬一大連が現在の複式を單一にすれば紀州密柑の代表者の大連指定商人を取消すと共に、今後出荷せざる意嚮であるから前以て諒解され度い。

以上生産者側の反對は當然の成行きとして、更に事態をより紛糾せしめたのは仲買人及び卸賣人大多數の反對である。就中卸賣人(主として支那側卸賣人であるが)の反對は猛烈を極め、彼等は會社設立後に於ける彼等の地位に就き杞憂を抱けると、彼等に對する組合幹部の強制的態度に反感を抱き、其の營業權並びに荷受先の提供を拒絶すると共に、無論會社定款の承認を拒否した。而して十月八日仲買人一同と連署して左の如き陳情書を提出し、更に同日長官を訪問して口頭を以つても意のある所を陳述してゐる。

大連市密柑卸賣市場に關し請願の件



下記大連市營卸賣市場所屬卸賣及仲買人一同連署捺印の上左に奉請願候。大連市營卸市場は最近の設置に係り未だ卸賣市場として充分の効果成績を收め得ざるも、下記我々卸賣人及仲買人等は極力市場の爲に努力仕り居り、市場たるの機能を發揮すべく勉め居る次第に有之候。然るに最近に至り市場卸賣組合は現市場に代るに大連中央青果株式會社を設立し、卸賣市場に於ける荷受賣買取引の決済並びに一切の附帶業務を經營するを目的とし、殆んど強制的の態度を以て下記等に次の覺書に記名捺印せしめ會社設立を實現せむとするに至り申候。

## 覺 書

今回市設中央卸賣市場卸賣人が合同し各其營業權並に荷受先を出資の目的として提供し會社を設立可致に付ては其營業權に對する株式の割當は之を市當局の査定に一任し異議申定てざる事を誓約するものとす。

九月廿四日

何 誰 印

下記等は該覺書に明記せる營業權並に荷受先を出資の目的として提供するは全然賛同し得ざる所に有之候。特に會社設立の曉に於て下記等の營業權を喪失するは最も苦痛とする所に有之候。加之下記等は財界好況時より其の不況時期に亘り今に尙財界の回復整理を見ざる時に於て、株式會社組織に對しては少なからざる不安と疑懼とを抱持するものに有之、此等の意味に於て現在の市營卸賣市場の經營施設を一私設營利會社に委するを不可なりとし其設立に反對するの已むなきものに有之候。蓋し現在の卸賣市場改善に就ては自ら他に其方途の存するものに有之べく、敢て私營會社設立の必要無之ものと思料仕候次第に有之候。以上御賢察の上大連中央青果株式會社

の設立に就ては深く御考慮被下候上、下記等反對の理由御酌量相成會社設立に就ては御許可無之様致度奉請願候。

以上の如き諸方面の反對があつたにも拘らず、市當局としては最初より寧ろ該計畫を援助したる経緯もあり、出來得べくんば當初の計畫を實現せんとして十月六日、九日、十日と市社會館に關係當事者を招集して種々懇談する所あつたが、反對者側の態度飽迄強硬にして到底融合の餘地なく、最も強硬なる支那側問屋廿一名に對して市當局が『市内諸子が市の意のある所を諒せず徒らに感情に走り、組合の協同動作に對して反對する以上相當考慮する所あるやも知れず』と寧ろ最後の強制妥協の途に出でたのに對しても（滿洲日報昭和三年十月十二日に依る）彼等の意は非常に固く數年來の顧客と、住み慣れた關東州の地を捨てるとも會社設立に對しては絶對反對なる旨を表示し此處に會社案も全然行き詰らざるを得なくなつた。次いで十月十二日市當局は會社設立問題紛糾に對する善後策に就き、最後の決定を爲すべく日支人問屋三十六名、仲買人三十名及び生産者代表五名を社會館に招致して各腹藏なき意見の交換を爲す處あつたが、劈頭卸賣人組合幹部より關係者一同に對して、

『今回の會社設立は諸君の御意見の如く時期尙早を認め、此際決定的に中止する事にしたからは是を諒せられ、其の代り新會社創立に準ずる實際上の効果ある善後策に就き御意見を承り度い』

と述べ、茲に會社案は表面上に於て無期延期の形となつて一先づ結末を告げたのである。

第二次會社設立案 然るに十一月末に至り、上述會社設立案の抛棄は表面上の事にして、事實は裡面に於て組合



幹部が暗々の中に新會社設立の膳立を整へ、市長改選を目前に控へてゐる際であるから、是非共現杉野市長在任中に關東廳の認可を得る必要ありとして、猛烈に運動を繼續してゐる事が傳へらるるに至つた。即ち組合幹部は十一月廿六日及び二十八日の二回に亘り杉野市長を訪問して新會社の定款及目論見書の承諾を求め、一方各問屋に對しては當局の承認を楯に寧ろ強制的に其の調印を求め早急に事を成就せんと計畫しつゝあり、其の計畫の如きも左の如き詳細なる點まで出來上つてゐた様である。(滿洲日報昭和三年十二月四日に依る)

- 一、資本金 一百萬圓 株數二萬株 一株五十圓
- 二、出資方法

金六十五萬圓 現物出資 (所謂營業權及荷受先の提供、此の點前回より小額に見積られ  
てゐる)

金三十五萬圓 金錢出資

三、株式の引受方法

現物出資株式は市當者の査定に一任し金錢出資株式は現物出資株式數の按分に依り之を引受けしむる事。

收支豫算

收入の部

- 一、金 二十七萬五千圓 收入總額(取引高二百七十五萬圓の一割)

支出の部

- 一、金 十六萬五千圓 支出總額

内 譯

- 一、金 五萬五千圓 仲買人獎勵金
- 一、金 三萬八千圓 重役報酬及従業員三十五名俸給
- 一、金 二萬七千五百圓 市場使用料(市へ納入のもの)
- 一、金 一萬五千圓 通信費
- 一、金 五千圓 事業宣傳費
- 一、金 三千圓 交際費
- 一、金 一萬圓 諸費用
- 一、金 六千五百圓 諸稅
- 一、金 五千圓 創立費消却

損益計算書

- 一、金 二十七萬五千圓 收入總額
- 一、金 十六萬五千圓 支出總額

差 引



一、金十一萬圓 純益金

之を處分する事左の如し。

金 五 千 圓	法 定 積 立 金
金 八 千 圓	別 途 積 立 金
金 九 千 圓	賞 與 金
金 八 萬 五 千 圓	配 當 金
金 三 千 圓	後 期 繰 越 金

於是又復各方面に猛烈なる反對が起つた。之等を綜合すれば大略左の如くである。

先づ日支人間屋側の反對理由を見れば、若し會社が設立さるゝに至らば

- 一、奥地との取引は多年の慣習に依り年二回乃至三回仕切なるに、會社に對しては月二回の仕切を爲す必要を生ずべく、従つて資金の運轉が不圓滑となる事
- 二、出荷先を新會社に統一する結果、問屋としての資格を喪失し、單に仲買人としての商内しか出來ぬ爲に店舗を縮小しなければならぬ事
- 三、尙之等問屋は生産者中の比較的薄資なるものに對しては出荷數を見越して資金の融通を爲してゐるが、之等が貸倒金となる恐れある事

等である。次に生産者としては

- 一、營利會社の獨占事業に歸するに至らば出荷物を無法の値にて糶落さるゝ恐れある事
  - 二、又從來問屋より融通されてゐた資金の途が斷たれるから、資金缺乏して事業を縮小しなければならぬ事
- 等の理由で極力反對し、若しそれにも拘らず新會社の設立を見る様な事があれば關東廳の諒解を得て、三千の生産者より成る有力なる生産組合を組織し、新會社には絶対に出荷せず飽迄之に對抗しようと言ふ決意を示すに至つた以上地場生産者のみならず、前回同様内地、臺灣其他の生産者よりも頻々として抗議を申込むあり、紀州柑橋同業組合聯合會の加きは、會員五千名の捺印せる左の如き誓約書を送つてゐる。

誓 約 書

紀州柑橋同業組合聯合會の指定に係る大連市從來の各問屋が合同して株式會社を組織する事は本聯合會の一大不利益と認め、右成立實施の曉は本組合關係者は絶対同會社に出荷せざる事を誓約す。

右實施の曉は本會は別に指定問屋又は販賣所を設くる事に決す、右相違なき事を證する爲各荷主、生産者、全組合員は各自署名捺印するもの也。

更に仲買人及消費者中よりも種々なる反對意見が出たのであるが其等を要的すれば大約左の如くである。

- 一、現制度を改變するには餘りに經驗が短時日ではないか
- 二、計畫其ものに不純な點がありはせぬか



三、一部の利益が重要視され多數の消費者並びに生産者の利害が輕視されてゐる觀がありはせぬか  
四、株式の引受方法は現物出資株式は市當局の査定に一任し、金銭出資株式は現物出資株式數の按分に依り之を引受けるとあるが、市當局が各問屋の取引高以外の事情即ち支拂の良否、信用程度、營業年限等の如きを評價すべき公平なる資料を持つ機關であらうか

五、公稱資本金と實質との差が餘りに大きく内地、臺灣、朝鮮、山東等各地の生産者、出荷者に不安を懷かしめ其の爲に市價の昂騰を招きはせぬか

六、現市場を私設會社に移すに市會の承認決議を必要としないか

七、大連の卸市場が大連市民の消費市場であると共に奥地への中繼市場である事が考慮されてゐるであらうか  
斯くて以上の如き諸方面の反對に逢つて第二次會社設立案も遂に中止するの止むなきに立至つたのである。

**市當局の聲明** 以上の如く會社設立案は第一、第二次共全然失敗に終り、此の間に處した市當局としても何等かの形に於て其の態度を表明するの必要に迫られ、且つ將來の計畫と併せて十二月十五日左の如き聲明書を公表した。

#### 取引方法の缺陷

本市中央卸市場は本年六月二十七日を以て其業務を開始したり、爾來其の取引狀況を見るに不完全の點あり、即ち  
(一) 毎朝出荷せらるゝ地方生産品は其の取扱者少數の範圍に限定され荷受人(卸賣人)は一面仲買人の資格に於て直ちに之を買受くるもの多きが故に正當の躰賣買行はれ難し

(二) 卸賣人と仲買人と兼業するの弊を増長す

(三) 仕切書が果して正當なるや否や監督頗る困難なり

而して市理事者に於ては是等の缺點を免除すべき方法を攻究すると共に卸賣人組合に對して其匡正策を講ずべき旨を命令せり。尙民政署長に於ても十一月一日卸賣人一同を招致し市場改善の急務なる事を訓示せられたり。

#### 複數制と單一制

中央卸賣市場に於ける卸賣人の員數を複數と爲すべきか單一となすべきかに就ては内地各都市に於ても議論の存する所にして京都市が單一制を斷行せるに對しても尙反對論あるは事實にして殊に生産者方面の反對最も熾盛なるものあり。是れ生産者としては卸賣人が多數存在し荷受競争を爲すの結果努めて生産者の好感を博せんとし従つて其の便益を謀り得る複數制を希望するに至るは自然の勢なり。然れ共中央市場設置の目的は需要供給の關係に依り公正なる相場を作るに在ること勿論にして生産者、消費者、中間商人孰れの利益をも偏重するの不可なるは言ふまでもなきを以て生産者と消費者と利害相反する本問題に於て生産者が極力單一制に反對するも直ちに是に賛同する事能はざるべし。

#### 本市場の卸賣人

本市場開始の際に於ては内地に於ても創始後日淺く單一制の成績を的確に知り得ざるのみならず卸賣人側に於ても容易に該制度に賛成せざりし關係もあり、市場を設置するには在來の組織に比較的大なる變革を來さざるを可



なりと信じ複數制を實施し其の成績を見て後、徐ろに改善するの適當なるを認め複數制を採用せるものとす。

#### 單一制實施方針

然るに市場開始後前述の如き缺陷を現認するに至り、而かも之が原因は複數制に在るを認むるの適當なるを感知し京都に於ける成績及大阪、神戸等の都市に於ける狀勢調査の結果益々其の必要なるを痛感し此の方針に對しては地方生産者たる大連農會及大連果樹組合に於ては慎重審議の結果單一制に異議なかりしも單一制に基く會社設立の場合は營利本位に偏せざる様監督せられたき旨を市及監督官廳に要求し又場合に依りては生産者が共同して別に販賣の方法を講ずることあるべき旨民政署に申出でられたり。右の次第なるを以て市理事者に於ては生産者側の希望を諒すると共に單一制實施の速ならん事を期待せり。

#### 會社設立の計畫

斯かる際卸賣人組合(主として日本人)に於ては卸賣人が其の營業權及得意先を提供して以て會社設立の計畫を爲すに至れり。蓋し同組合の意嚮は現在市場の缺點を除去するには單一制に據るの外なしとせば其の實施方法としては會社組織を以て最も適當なりと信じたるが故なり。卸賣人各個の利害よりせば會社組織は必ずしも利益に非ざるも、市場設置の目的に對應し且つ激甚を來す可き競争の痛苦より免るゝには全員共同して會社を設立するを適當と認めたるに基因するが如し。然るに一部の當業者(主として支那人)之に反對せるが故に十月中旬一時之が保留を見るに至れり。其後更に同組合に於て種々攻究の結果、依然として單一制に依る會社設立の可なるを痛

感し再び全員の承諾を求めむとせるも、是亦到底其の見込なきに至り、十一月下旬遂に之が實現を中止し以て現在に及べり。

#### 會社計畫に對し

卸賣人の員數を單一制に改むるの必要を認むるは前述の如し。而して單一制實施の方法としては市に於て直接荷受を爲す方法、會社を設立して荷受を爲す方法等あるべきも就中市に於て荷受業務を經營する事は理想としては可なるが如きも之を實施するには充分の攻究を要すると感じつゝありし際、卸賣人に於て會社設立の計畫ありたるを以て其の内容が適當にして且つ市に於て相當監督を施し得るの條件を附するに於ては市場完成の方法として敢て不可ならざるを信じ其の意志を内示せり。尤も此の計畫を公認するには關東廳の諒解を得るの必要あり又市としてこれが監督上會社内容の如何を調査し其將來の利益配當及手數料の制限、市が直接經營せんとする場合に應ずべき義務等の條件を附するの必要あるは無論なるが前記の如く會社の計畫は前後共未だ全員の同意を得るに至らざりしを以て市としては未だ之に對する明確なる意志を表示するに至らざりしものなり。

#### 其後の狀況

以上の如く會社計畫は卸賣人間の協議中に屬し未だ確實性を帯びざりしものなるが其の計畫の外部に漏洩するや世論の反對多く且つ内地柑橘業者を初め一部地方生産者中にも反對の聲を擧げ而かも會社が今にも設立せられむとするやに世人をして誤解せしめたるが如し。而して其の非難するものゝ中には各卸賣人の提供する營業權の内



容及之より生ずる内容の實情を充分に攻究せずして單に漠然營業權の見積額のみの多少を論議しつゝあるが如し營業權の見積額が果して適當なりや否やは現に卸賣人が如何なる程度迄収益を擧げつゝあるかを明確にせざれば到底不可能なりと信ず。尙會社設立問題に就ては世上多く之を議論するも單一制と複數制とが生産者と消費者に果して如何なる影響を及ぼす可きやの根本問題に就いては殆んど之を閑却し居るの嫌あり。此際市當事者としては市場の完備を實現し設置の目的を遂行するには如何なる方法に依るべきかに就き篤と考慮を重ねる必要に應じ市會其他の機關を経て徐ろに決定せむとして準備中に屬す。

## 結 言

本問題の經過は上來述べたる如くにして市理事者は現在の市場の缺點を感知すると共に之が改善の方途の攻究に専念し如何にして市場設置の主要目的たる公明正大なる相場を實現し生産者消費者共に其の利益を享け中間商人亦著しき損害を蒙らざるかの方法の立案に苦心せるものにして此間聊かの因縁情實を有せず。されば單一制の必要なるは之を説示せるも世上動もすれば非難せむとする會社設立を強要せるが如き事實全然なし。要するに本問題に對し市理事者としては今後更に一段の考慮を加へ必要の機關を經、且つ關東廳の諒解を得て適切なる解決を施さむことを期するものなり。

## 四、生産組合の組合員不當勸誘に關する紛糾

會社設立案が第一、第二次共失敗に終り、其の結果市が其の立場を聲明するに至つた事は前述した如くである。

而して市當局は其後に於ても社會事業委員會に於て市場制度の根本問題に就いて攻究を續けてゐたのであるが、翌昭和四年六月に至つて市場問題は又表面に表はれて紛糾するに至つた。

之より先昭和三年十一月に生産者の利益増進の爲滿洲蔬菜生産組合が結成せられた事は前項に述べた如くであるが、設立當時組合員百五十名内外に過ぎなかつたものが、其後漸次増加して當時八百五十名を算するに至つてゐる而して同組合員中には『滿鐵及關東廳は州内農作を奨励し生産者に種々なる特典を與へ州内の營農者を保護するに拘らず、市の社會事業たる糶市場に於て日本内地、支那其他よりする輸入品と同一の手數料即ち一割を徴收するは過重である。須く無手數料又は思ひ切つて引下ぐべきが當然である』と言ふ意見を抱く者多く、一には右の主張を貫徹する爲、一には同組合をして益々強力なる團體となさん爲に未加入者に對し不當加入勸誘問題を生ずるに至つたのである。即ち同組合の正副組合長及書記は六月九、十、十一、十二の四日間に亘り各所に於て組合員以外の蔬菜生産者に對して『組合に加入する時は手數料を八分に引下け而かも土地借受け其他に對し特權を附與する』旨を言ひ、一部の人々には若し加入せざれば罰金を徴すと言ふが如き言辭を弄し、寧ろ強制的に組合加入を勸誘したのである。

右に對して市當局としては斯かる行爲は市場を攪亂するものであるとなし、一時は行政處分要求説まで傳へらるるに至つたが結局其事もなく大事に至らずに終つた。然し乍ら蔬菜生産組合が右の如き行動を取るに至つた原因は手數料の過重と言ひ、其他種々の改善を要すべき缺點が市場そのものの中にあるからであつて、市場の改善こそ最



も急務であると唱ふるものを生ずるに至り、右の問題が市場改善問題に對する一の拍車となつた事は事實である。

## 五、結 言

以上市場の諸々の缺陷、之に従つて惹起されたる紛糾、夫等の根本問題は市場收容卸賣人員數、言ひ換へれば卸賣人を複數制にするか單一制にするかに横たはつてゐたと言ふも過言ではない様である。以下少しく之等の根本問題に就いて検討を試みよう。

## 第六章 卸賣人收容問題

中央卸賣市場に於ける卸賣人の收容問題は我國各都市に於ける現下の重要な問題の一を爲してゐる。蓋し一朝卸賣人の收容方法を誤れば、中央卸賣市場の機能の大半は葬り去られ、都市食糧政策の實を擧げ得ざるに至り、延ひては生産者、消費者の負擔を増大するに至るからである。而して卸賣人の收容方法は分つて複數制及單一制の二となす事を得る。

複數制は市場の各部に二人以上の卸賣人を認むる制度であり、單一制は通常株式會社組織より成る只一人の卸賣人を認むる制度である。當大連市場の現状は前者に當り、京都中央市場の制度は後者に屬するのである。而して以上兩制度は各一長一短を有し、其土地の事情に依り、早急に孰れが可、孰れが不可と言ふ斷案を下すは甚だ困難である。然し乍ら之を一般的に見る時は複數制度の弊害たる

一、卸賣人多數ある結果、荷受競争は激甚となり、其の爲呼値電報取引、荷主に對する御馳走政策及買付の弊害に依つて上場品の原價を高くする事

二、荷主に對する資金貸付や歩戻し及仲買人に對する資金貸付、歩戻等に依る原價高

三、監督の不便

等よりも單一制度の弊害たる

一、卸賣人單一なる爲、荷主をして撰擇の自由を失はしめる

二、單一獨占の結果、横暴となり易く、従つて取扱不親切に流れ上場貨物の腐敗損傷を生じ易からしめる

三、荷主よりは安く糶り落し、消費者には高く賣つて利益を壟斷する可能性ある事

四、卸賣人(即ち會社)に不都合な行爲あるも、營業許可の取消又は停止處分を爲す事は事實上困難なる事

五、尙株主配當を爲す必要上手數料は高率になり易い

等は全體に於てより激甚であり、より禁止的である。

於是乎(尙一面には發生の沿革にも依るであらうが)歐米大都市中央卸賣市場は孰れも複數制を採用して居り、我國朝野の間に於ても今や大體に於て複數論が優越を示してゐるのである。試みに世界大都市の卸賣市場に於ける卸賣人數を見るに(尤も本統計は魚類卸賣市場に就いてのみであるが)

ロンドン ビリントン グスゲート

鮮 魚

五〇



ベルリン中央卸賣市場	鹽干魚	三〇
	鮮魚	三五
	鹽燻魚	六〇
パリ中央卸賣市場	魚類公認委託販賣人	六九
	貝類	一七
ローマ中央卸賣市場		一八
ニューヨーク中央卸賣市場		一二

(東京市政調査會農村協同組合と大都市中央卸賣市場四五〇—四五二)

にして孰れも複數制を採用してゐる。

我國當局に於ても『中央卸賣市場業務規程參考案説明書』中に

鮮魚部青果部等各部の卸賣人の數は其の市場の取扱數量、仲買人の有無等に依りて定まるべきも可成數を制限して一人取扱高の増加を圖り以て委託其他の手數料を低減するの方針をとるを可とすべし。然し乍ら各部の卸賣人を單數となすことは經費の節約と手數料の低下を圖るに付有利なるが如きも不自然に荷主側の選擇の自由を奪ふ結果荷主側の不滿を招き取扱の親切を疑はしむる如き結果を伴ひ、類似市場の生ずる虞を残し卸賣人の専横あるも制裁の途なきに至るべきを以て考慮を要すと認めらる云々。

と説明せるに徴すれば數を制限する必要はあるも、單一制は之を原則として否認してゐる。

更に民間業者に於ても、市場問屋及仲買人に依つて組織さるゝ六大都市青果市場聯合會が孰れかと言へば寧ろ單一制を希望するを除けば、其他は各れも複數制を支持してゐる様である。即ち全國販賣斡旋所は昭和三年三月京都に於て開かれたる協議會席上、中央卸賣市場の對策に關し『卸賣人の市場收容は複數式にせられたき事』を商工省に要望すべく決議し、同年五月大阪に開催されたる全國生産商聯合會も同様の決議を商工大臣に建議してゐる。

京都市場に於ても其の當初に於ては市當局は左の如き腹案を有してゐた。

一、業務者收容の件

- (一) 成るべく失業者を出さざること
- (二) 卸賣人の數は各部類毎に複數たるべきこと
- (三) 過多なる問屋數は適當に制限すること
- (四) 將來類似市場の發生を抑止すること
- (五) 糶は卸賣人に於て行ふこと
- (六) 各種の歩戻は全廢すること

二、業務者收容方法

- (一) 卸賣人は個人又は法人とす



- (二) 個人は業務者中の優先権者たるべきこと
  - (三) 法人は業務者中の優先権者を組織員とする株式会社たること
  - (四) 仲買人は左の各號に該當すべきこと
    - イ 従來卸賣業務を爲せる者又は卸仲買兼業者
    - ロ 従來仲買を專業とせる者
  - (五) 卸賣人及仲買人の員數は必要に應じて市長之を定め増員又は補員に際しては市場従業者より選定すること
- (京都市市場課、業務者收容の件)

即ち以上に依れば明かに複數制を採用する方針であつたのであるが、其後に至り (一)卸賣業者數を決定する事の困難 (二)卸賣業者選定の困難 (三)賠償金負擔の困難等の原因に依つて單一制を採用せざる可からざるに立到つたと言はれてゐるが、其後に於て一再ならず紛糾を見つゝあるは世上周知の如くである。

以上歐米及日本内地の例に依つて一般的に複數制が寧ろ單一制に勝るとされてゐる事實を述べたのであるが、我大連に於ては中央卸賣市場設立と同時に右の複數制が採用された。而して其結果は上來述べ來つたが如き不圓滑と紛糾の連續である。斯く一般的に可とされてゐる複數制度が大連市場に於ては以上の如き紛糾を重ねるには其處に何等かの該制度に對する禁止的なる障礙がなければならぬ。而して其の障礙として左の如きものを挙げ得る。

一、卸賣人の殆んど全部が仲買人を兼業する事

二、荷主に對する清算事務正明を缺き、其間に種々の不正事實盛行しつゝある事

若し以上の缺陷を改善矯正し得るならば、複數制が最も適當であらうけれ共、其の改善は到底行はれ得ない様である。若し強制的に之を實行するならば、大部分の卸賣人は恐らく場外に走り市場は分裂の止む無きに立到るであらうと言はれてゐる。加ふるに邦人卸賣人は支那側卸賣人の爲に壓迫を受け、漸次衰亡を免れざるの現状にある。

此の點をも相當考慮する必要あり、結局大連市場に於ては複數制は不適當であると言ふ他ないであらう。

斯くの如く複數制の踏襲には禁止的な障礙があり、會社單一制への改革はより弊害を増すものであり現に前述の如き諸方面の反對に逢著して到底實現は不可能である、とすれば殘されたる制度は市自らが卸賣人となり、荷受及清算を爲す所の所謂市營單一制より他に無い譯である。本制度は米國ミネソタ州の或る都市が實行して失敗したる(内池博士市場組織論一〇四頁)他多く類例を見ない制度である(尤も長崎及臺灣の或る都市では現に實行してゐると言はれてゐる)。固より市營とは言へ單一制である以上單一制の有する弊害は本質的には有してゐるが、營利を目的とせざる都市が經營するのであるから獨占の弊も大いに輕減され、不法行爲等發生の餘地も少なく、生産者、仲買人及小賣人に對する抑制と助長は共に徹底し、清算事務は公正に行はれ、而かも當然の結果として手数料は輕減せられる事になるのである。只恐れられる事は取引上の機敏を缺き、取扱其他に於て不親切に墮する虞れなきかと言ふ事、及び賠償金の問題並びに商人ならざる市吏員が商人的に市場に参加する事に依つて、市場體形の上に一種の凝滞が齎らさらされはせぬかと言ふ心配である。此の點を重視して内池博士の如きも本制を左の如く否認して居ら



れる。

食糧品は電気であるとか電車であるとか瓦斯であるとか水道であるとか言ふ様な物とは、大分趣が違つてゐる。電気、水道、瓦斯の如く規則的經營と言ふものが出来ぬ。さう言ふものの經營は規則正しく行ふ事が出来るが、食糧品になるとさうは行かない。……だからして文化發展から生ずる當然の要求を満たさうとするには是を市役所に委せる譯にはいかない。何うしても商賣人と言ふ機敏な専門家にやらすと言ふ必要が起つて来る。だから都市食糧品直營主義(此處に所謂市營單一制)と言ふものは性質上成功し得べき理由はない。(市場組織論、一〇四—一〇五)

然し乍ら以上の諸點に留意する事に依つて市營單一性は必ずしも不可でないと思はれる。而かも當地に於ては卸賣人の營業權賠償に關しては内地諸都市に比し有利なる條件あり、況んや現在の大連市場に於ては之より他に採用すべき制度が無いと言ふ様な状況にあるに於ておやである。

## 第七章 市當局の改善案

以上の如き紛糾に鑑み、市當局は單一會社設立案が蹉跌を見たる頃より、一面に於て市社會事業委員會に諮ると共に、他面數名の市會議員を内地、臺灣其他重要諸都市に派遣して鋭意改善案を練つてゐた譯であるが、昭和五年一月中旬に至り略々左の如き成案を得るに至つた。

### 中央卸賣市場改善案

#### 一、組織

單複兩制度の是非は從來屢々論議されたが市當局は下記の如き理由に依り斷然市營の單一制に變更し、現行中央卸賣市場法に準據して組織し取扱品目は蔬菜、果實及び其の加工品、獸鳥肉、食用卵其他日用品とする。而して組織變更の理由は現行複數制の缺陷たる

- (一) 卸賣、仲買及小賣等の兼業による自己賣買の成立と商人側の不當利得
- (二) 卸賣人の競争激甚より生ずる弊
- (三) 上物委託者に對する代金拂に當り卸賣人組合が當らず各個卸賣人をして行はしむる爲に行はれる清算不正等を矯めんとするもので、單一制實施に伴ふ利益は
- (一) 市場經營に完全なる統制を加へ
- (二) 滿鐵經營の沿線諸市場と緊密なる連絡を取る事に依り商品の流通の潤滑と價格の適正を圖り
- (三) 大連卸賣市場が生産・集散・通過・消費の四市場性を兼ね有する點を助長發達せしめ
- (四) 市營單一制は生産・交換・消費の各部に亘り日支兩國人が競合ひする租借地にして且つ數百年來確固たる地盤を擁する卸賣や仲買の老舗がないから組織變更を斷行し易き土地柄で市營になれば爾後引續き改善を行ひ易く、斯くて大局高所に立脚し消費生産の兩者の利益を増進し、商人に對しては無理な競争の弊を除去する



と言ふ點にある

此の場合當業者をして代行會社を組織せしむる案についても研究を重ねたが、斯くては従來の斯業者が株主、仲買人に變ずるのみで異名同實に終るから採用し兼ねた。

二、移 轉 場 所

滿鐵の元の貯炭場たる入船町二番地の一部を豫定地とし、この敷地面積約二千八百坪であるが、まだ滿鐵との間に最後の決定を見てゐない。

三、組織變更及經營の方法

大連市に於て荷受、糶行為及精算事務を爲し、實費主義を採用して利益を目的としない。而して現在の卸賣人及仲買人は市場組織の改正に伴ひ其の資格を自然消滅するが相當の補償金を交附することとし、新たに許可する仲買人は資産信用確實なる者より詮衡して取扱品目の部類毎に爲し、現在の卸賣人及び仲買人に對しては成る可く優先權を認める。尙此の外に賣買参加人及立賣人を許可して取引の圓滑を圖る。市場使用料は賣上金額の一割以内とし仲買人に對しては相當の獎勵金(所謂歩戻金)を認む。

四、設備及設備費

煉瓦造及鐵筋コンクリートとし

(一) 賣場設備

イ 糶 場—平家三五〇坪

ロ 仲買人店舗—階上階下共に二〇〇坪、一店舗約六坪、三十店設置豫定、二階は宿舍其他に充つ

ハ 立賣人賣場—空場一、〇〇〇坪使用

(二) 交通運輸設備

イ 通路及引込線等

ロ 荷 捌 所—上家附二〇〇坪

ハ 車 置 場—野天三〇〇坪

(三) 貯藏設備

イ 倉 庫—地下二〇〇坪、階上階下三〇〇坪

ロ 冷蔵庫及保温室—倉庫の地下室を充つ

(四) 衛生設備

イ 給水、ロ 排水、ハ 消毒、ニ 便所、ホ 塵芥置場等

(五) 事務所其他

イ 事 務 所—階上階下五〇坪

ロ 仲買人溜所—事務所階上を充つ



以上總建坪

一、一四〇坪

總延坪

一、八九〇坪

以上總工費 二八三、五〇〇圓（電燈、瓦斯、上下水道費を含む）

他に

坪五圓

一〇、〇〇〇圓

2. 煖房工事費 (三百坪)

坪一八圓

五、四〇〇圓

3. 衛生工事費 (五百坪)

坪八圓

四、〇〇〇圓

4. 門柵費 (三百間)

間一五圓

四、五〇〇圓

5. 家具其他一切

二、〇〇〇圓

6. 設計監督費

一、五〇〇圓

7. 豫備費

一、六〇〇圓

8. 其他

一三、五〇〇圓

合計

三二六、〇〇〇圓

五、資金

運用資金は十五日サイトの清算なる故七、八萬圓乃至十四、五萬圓の範圍の見込、而して借入金總額は五十五萬六千圓で其の使途内譯は

(一) 運用資金

十萬圓

(二) 建築費

三十二萬六千圓

(三) 用地買收諸費及補償金其他

十三萬圓

である。次に剩餘金並びに補助金(年二萬圓)豫定は計六萬圓とし本項の使途は運用資金十萬圓に對する利子(年七分)七千圓、資金四十五萬六千圓据置一ヶ年間の利子(年七分)約三萬二千圓、市債年賦償還積立金として翌年度へ繰越すもの二萬餘圓である。

六、收支概算

(一) 收入

總額

一四七、三六〇圓

内譯 手数料(賣上高百五十萬圓の八分として) 二二〇、〇〇〇圓

市場設備使用料

一九、二六〇圓

貨物自動車配給運賃

八、〇〇〇圓

雜收入

一〇〇圓

(二) 支出

總額

九八、三七〇圓

内譯 人件費

四七、四二〇圓

仲買人へ歩戻(一步六厘)

二四、〇〇〇圓

修繕費其他

二六、九五〇圓



## (三) 差引剩餘金

四八、九九〇圓(滿洲日報五・一・一八日附に依る)

之より先市當局は十三名の臨時市場委員を任命し、一月十七日及廿二日の再度に亘つて右の改善案を諮つたのであるが、本年度に建築及設備を施す事は留保する事となり其他は略原案を可決した。斯くて市會の協賛を経たる上、來年度即ち來る四月より市營單一制を實行すべく、當事者は規則及細則の完成を急いだのである。然し乍ら最近に至つて石本市長の辭職を見、田中新市長の意肚は未だ尙不明であり、加ふるに卸賣人に對する營業權賠償と言ふ難關がまだ解決を見てゐないから其の前途は今尙樂觀を許さないであらうし、案の内容に多少の變更あるは免れざる可く其の實施も相當遅延するであらうけれ共、其の根本眼目たる市營單一制は結局採用されるであらうし、又採用されなければならぬであらう。

## 第八章 結 言

昭和三年六月開市以來紛糾を重ねた大連中央卸賣市場は、最近に至つて漸やく一つの改善案を得たのは前述の如くである。吾人を以て見れば夫れは行く可き所に行き、落付く可き所に落付いた感がある。今後の問題は該改善案の實行に萬全の力を致し、残されたる卸賣人に對する賠償金交付問題に善處し、一般に恐れられつゝある市吏員が參加する事に依つて市場を凝滞せしめると言ふ懸念を杞憂に終らしめん事を市當局に切望するものである。

而して尙進んでは單に慣習的價値を有するのみなる仲買人に對する歩戻金は漸次之を廢止し、可及的手數料は之を引下げ、更に將來に於ては現在水産會が管理經營を爲す所の魚類卸賣市場をも其の管轄下に包含せしめ、完全なる大都市生鮮食糧品市場政策を確立して以つて大連は言ふに及ばず、全滿の食糧品需給を圓滑ならしめん事を望むものである。

## 參 考 書 類

- 内池 廉 吉 著 市場要論 (昭和四年五月)  
 内池 廉 吉 著 市場組織論 (昭和四年六月)  
 東京市政調査會編 農村協同組合と大都市中央卸賣市場 (昭和三年十二月)  
 滿洲の農業 第一卷九號 京都市中央卸賣市場に就て  
 社會研究 第六卷十號 大連市の中央卸賣市場開設  
 商學研究 第六卷三號 中央卸賣市場と出荷組合  
 滿洲日報、大連新聞及滿鐵調査時報



## 附 錄

### 一、大連市卸賣市場事務報告規程

昭和三年六月十四日訓令第十八號

大連市卸賣市場事務報告規程左ノ通定ム

大連市卸賣市場事務報告規程

第一條 市ハ左ノ書類ヲ作製シ遲滯ナク之ヲ關東長官ニ報告スヘシ

一 毎月賣買値段表(品種別)

二 毎月取引高表

三 毎期(四月ヨリ九月迄ヲ第一期トシ十月ヨリ翌年三月迄ヲ第二期トス)收支計算書及事業報告書

第二條 市ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ社員、株主又ハ組合員ノ毎期末現在名簿ヲ作製シ遲滯ナク之ヲ關東長官ニ報告スヘシ

第三條 左ノ場合ニ於テハ市ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ關東長官ニ報告スヘシ

一 昭和三年大連市規則第四號大連市卸賣市場規則第十二條ニ依リ卸賣人又ハ仲買人其ノ他賣買参加人ノ賣買ヲ差止メタルトキ



- 二 昭和三年大連市規則第四號大連市卸賣市場規則第十六條又ハ第十七條ニ依リ卸賣人若ハ仲買人ノ業務ヲ許可シ又ハ取消シタルトキ
- 三 取引物件ノ取引ニ關シ重大ナル紛議ヲ惹起シタルトキ
- 四 臨時ニ開市シ又ハ休業シタルトキ
- 五 其他關東長官ノ指定シタル事項

二、大連市卸賣市場規則

昭和三年五月一日市規則第四號

第一條 本市ニ左ノ卸賣市場ヲ設置ス

名 稱	位 置
市設中央卸賣市場	大連市入船町

第二條 市場ニ於テハ蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス

第三條 市場ヲ左ノ各部ニ分ツ

- 第一部 日本輸入品
- 第二部 臺灣輸入品
- 第三部 支那輸入品

第四部 滿洲及關東州生産品

前項ノ部ニ分チ難キ物品ニ付テハ市長其ノ所屬ヲ決定ス

第四條 市場ノ開市時間及休業日ハ市長之ヲ定ム

第五條 市場ニ於テ爲ス賣買ハ糶賣ノ方法ニ依ル但シ市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テハ入札賣、定價賣又相對賣ノ方法ニ依ルコトヲ得

第六條 賣買取引ノ單位ハ重量ニ依ル重量ニ依リ難キモノニ付テハ個數又ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第七條 賣買取引ハ袖ノ下、耳遣リ其ノ他祕密ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得ス

賣買ノ呼値ニ符號ヲ用キムトスル場合ニ於テハ其ノ符號ニ付市長ノ承認ヲ受クヘシ

第八條 賣買ノ建値ハ金建トス但シ市長ニ於テ特ニ必要アリト認メタルモノニ限り銀建ト爲スコトヲ得

第九條 賣買成立シタルトキハ買主ハ遲滞ナク買受物品ヲ引取ルヘシ

買主前項ノ引取ヲ遲滞シタルトキハ賣主ハ買主ノ費用ヲ以テ物品ヲ保管シ又ハ催告ヲ爲サシテ直ニ賣買ヲ解除スルコトヲ得

前項ニ因リテ生シタル損害ハ之ヲ買主ノ負擔トス

第十條 買受物品ノ代金ハ其ノ物品ノ引渡ヲ受クルト同時ニ之ヲ支拂フヘシ但シ卸賣人ハ仲買人ニ對シテハ特約ヲ以テ一月二以上ノ計算期間ヲ定メ該期間内ニ賣渡シタル物品ノ代金ヲ期間經過後五日以内ニ支拂ヲ爲サシムルコ



トヲ得

第十一條 糶賣又ハ入札賣ノ方法ニ依ル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ其ノ賣買ヲ差止メ又ハ糶直シ若ハ再入札ヲ命スルコトアルヘシ

一 談合其ノ他不正又ハ不穩當ナル行爲アリト認メタルトキ  
二 不穩當ナル値段ヲ生シ又ハ生スルノ虞アリト認メタルトキ  
第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ市長ハ卸賣人又ハ仲買人其ノ他賣買參加者ノ賣買ヲ差止ムルコトアルヘシ

一 賣買ニ關シ不正又ハ不穩當ナル行爲アリト認メタルトキ  
二 買受代金ノ支拂ヲ怠リタルトキ

第十三條 衛生上有害ナル物品ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ展示スルコトヲ得ス

市長ニ於テ前項ニ該當スルモノアリト認メタル場合ハ其ノ物品ノ販賣ヲ差止メ又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 傳染病豫防其ノ他公益上必要ト認ムルトキハ市長ハ取扱物品ノ全部若ハ一部ノ賣買ヲ差止メ又ハ其ノ搬入ヲ禁止シ若ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 市場各部ニ卸賣人及仲買人ヲ置ク

卸賣人又ハ仲買人タラムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第十六條 卸賣人ノ許可ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ内資産信用確實ト認ムル者ニ對シ之ヲ爲スヘシ

一 本市内ニ於テ蔬菜又ハ果實ノ卸賣業務ヲ營メル者

二 蔬菜又ハ果實ヲ生産スル者ノ團體代表者

卸賣人ノ許可ヲ受ケタル者前項各號ノ資格ノ一ヲ闕キ又ハ資産信用確實ト認メ難キニ至リタルトキハ之ヲ取消スヘシ

第十七條 仲買人ノ許可ハ本市内ニ於テ蔬菜又ハ果實ノ仲買業務ヲ營メル者ノ内資産信用確實ト認ムル者ニ對シ之ヲ爲スヘシ

前條第二項ノ規定ハ仲買人ニ之ヲ準用ス

第十八條 卸賣人及仲買人ハ許可ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ左記金額ノ保證金ヲ納付スヘシ但シ特別ノ事由アル者ニ對シテハ市長ハ之ヲ減免スルコトヲ得

卸 賣 人 金二千圓

仲 買 人 金五百圓

保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得其ノ種類及價格ハ市長之ヲ定ム

卸賣人及仲買人ハ保證金ヲ納付シタル後ニ非レハ其ノ業務ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 卸賣人保證金ハ使用料、損害金其ノ他ノ支拂金滯滞ノトキ之ニ充當ス



仲買人保證金ハ前項ノ外卸賣人ニ對スル買受代金遲滞ノトキ之ニ充當ス

保證金ニ不足ヲ生シタルトキハ市長ノ指定スル期間内ニ其ノ不足額ヲ納付スヘシ

前項ノ納付完了スル迄ハ其ノ業務ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 卸賣人ハ本市内及市長ノ指定シタル地域ニ於テハ本市場以外ニ於テ本市場取扱品ノ卸賣業務ヲ爲スコト

ヲ得ス但シ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

仲買人ハ本市内及市長ノ指定シタル地域ニ於テハ本市場以外ニ於テ本市場取扱品ノ仲買業務ヲ爲スコトヲ得ス但

シ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 卸賣人及仲買人ハ本則ニ基ク手数料ノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ關シ報償ヲ受ク

ルコトヲ得ス

第二十二條 卸賣人受託物品ヲ受領シタルトキハ委託者ニ對シ遲滞ナク受領物品ノ種類、數量、受領ノ日時及受領

ノ時ニ於ケル物品ノ状態ヲ通知スヘシ但シ受領ノ翌日迄ニ賣買仕切書ヲ發送スル場合ニ於テハ仕切書ヲ以テ之ニ

代フルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ受領物品送狀記載ノ品質ニ相違シ又ハ數量ニ不足アリタルトキハ受領後遲滞ナ

ク市長ノ指定スル検査ヲ受クヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ市長ニ於テ検査困難ナリト認メタルトキハ此ノ限

ニ在ラス

前二項ノ規定ハ本市場内渡ノ買付品ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 市長ハ卸賣人ニ對シ開市時迄ニ前開市日ノ閉市後受領シタル物品、當日閉市迄ニ受領見込ノ物品及其

ノ貯藏スル物品ノ種類及數量ノ報告ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 卸賣人ノ委託者ヨリ收受スル販賣手数料ハ賣上金額ノ百分ノ十以内ニ於テ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十五條 卸賣人委託物品ヲ販賣シタルトキハ委託者ニ對シ其ノ翌日迄ニ賣買仕切書ヲ發送スヘシ

卸賣人委託者ニ對スル賣買仕切金ハ販賣ヲ爲シタル日ノ翌日迄ニ支拂ノ手續ヲ完了スヘシ但シ特約アル場合ハ此

ノ限ニ在ラス

第二十六條 委託販賣ノ方法ニ依リ取扱物品ノ供給ヲ受クルコト困難ナル場合ニ於テハ卸賣人ハ市長ノ承認ヲ得テ

其ノ取扱物品ノ買付ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 卸賣人ハ市長ノ要求アリタルトキハ其ノ業務ニ關スル帳簿、書類及取扱物品ヲ提示シ其ノ質問ニ應答

スヘシ

第二十八條 卸賣人ハ卸賣人組合ヲ組織スルコトヲ得

卸賣人ノ組合規約ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ

卸賣人組合決議ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ市長ニ報告スヘシ

市長ハ卸賣人組合規約ノ變更ヲ命シ又ハ組合決議ヲ取消スコトアルヘシ

第二十九條 卸賣人ハ卸賣人組合ノ決議ヲ以テスル場合ヲ除クノ外卸賣ノ業務ニ關シ他ノ卸賣人ト契約ヲ爲シ又ハ



申合ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事項ヲ具シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第三十條 仲買人カ買入ノ委託ヲ受クル場合ニ於テ委託者ヨリ收受スル手数料ノ率ニ付テハ市長ノ承認ヲ受クヘシ  
市長ハ前項手数料ノ率ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三十一條 市長ハ仲買人ニ對シ販賣値段及販賣高ノ報告ヲ命スルコトアルヘシ

第三十二條 第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ仲買人ニ之ヲ準用ス

第三十三條 仲買人ニ非スシテ賣買ニ參加セムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

市長必要ト認ムルトキハ賣買參加者ノ許可ニ付卸賣人組合又ハ仲買人組合ノ意見ヲ聽クコトアルヘシ

許可ヲ受ケタル參加者ハ市長ノ定ムル所ニ依リ金五十圓以上ノ賣買保證金ヲ納付スヘシ

賣買參加者糶賣又ハ入札賣ニ於テ買入ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ買受代金ノ支拂ヲ怠リタルトキ又ハ第九條ノ規

定ニ依ル保管ノ費用若ハ損害金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ卸賣人ノ請求ニ依リ市長ニ於テ賣買保證金ヲ以テ其ノ債

務ニ充當スルコトヲ得

賣買保證金ハ糶賣又ハ入札賣ニ於テ買入ヲ爲シタル物品ノ代金支拂ヲ完了シタル後ニ非サレハ之ヲ還付セス

第三十四條 市場ノ建物又ハ設備ヲ使用セムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ權利ヲ讓渡シ又ハ使用場所ヲ轉貸スルコトヲ得ス

第三十五條 市長ハ市場ノ建物又ハ設備ヲ毀損シタル者ニ對シ其ノ修補ヲ命シ又ハ之ニ代ヘ其ノ費用ノ辨償ヲ命ス

ルコトヲ得

第三十六條 市場ノ建物又ハ設備ノ使用者其ノ模様替ヲ爲サムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第三十七條 卸賣人、仲買人許可ノ取消ヲ受ケ又ハ廢業其ノ他ノ事由ニ因リ資格ヲ失ヒタルトキハ市長ノ指定スル

期間内ニ其ノ使用スル建物又ハ設備ヲ返還スヘシ

前項ノ場合又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ建物若ハ設備ヲ返還セムトスルトキハ之ヲ原狀ニ回復シ返還スヘシ但シ

市長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 市場ノ使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

- 一 卸賣人市場使用料 賣上金額ノ百分ノ二以内
- 二 卸賣人賣場使用料 一坪一月 金三圓以内
- 三 仲買人賣場使用料 一坪一月 金五圓以内
- 四 倉庫使用料 一坪一月 金一圓以内
- 五 貸事務所使用料 一坪一月 金三圓以内
- 六 荷捌場使用料 一坪一月 金一圓以内
- 七 市場附屬地使用料 一坪一月 金二圓以内

前項第二號乃至第七號ノ使用料ハ其ノ使用ヲ爲ササルトキト雖之ヲ徴收ス



使用料ハ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第三十九條 使用料ノ納付期日ハ市長之ヲ定ム

既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認メタルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第四十條 卸賣人及仲買人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

一 使用料ノ納付ヲ怠リタルトキ

二 委託ノ引受、賣買取引、受領物品ニ關スル通知又ハ賣買仕切ニ關シ不正若ハ不當ノ行爲アリタルトキ

三 仕切金又ハ買受代金其ノ他義務ニ屬スル支拂ヲ怠リタルトキ

四 前各號ノ外本則ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲アリタルトキ

第四十一條 賣買値段ノ公示ハ標準品ニ付產地、等級及賣買時刻ニ分チ當日及前開市日ニ於ケル卸賣人ノ販賣値段

ニ依リ之ヲ爲シ尙必要ト認ムルトキハ仲買人ノ販賣値段ヲモ公示スルモノトス

前項標準品ノ種類及等級並賣買時刻ノ區分ハ市長之ヲ定ム

第四十二條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

第三十八條ノ使用料ニ付テハ當分ノ内市長ニ於テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

本則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム

三、大連市卸賣市場規則施行細則

昭和三年五月一日市告示第十四號

第一條 市場ノ開市時間及休業日左ノ如シ但シ市長ニ於テ必要ト認メタルトキハ之ヲ變更シ又ハ臨時休業スル

コトアルヘシ

一 開市時間 自午前四時至午後五時

二 休業日 一月一日

第二條 開市及閉市ノ時刻ハ振鈴ヲ以テ之ヲ告知ス

第三條 開市時間外市場内ニ於テ取引ヲ爲スコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ因リ市長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 卸賣人及仲買人ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申請書ニ法人ニ在リテハ定款又ハ之ニ準スヘキモノ貸借對照表、財産目錄、社員、株主又ハ組合員ノ名簿及無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ノ履歷書ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ履歷書及資産調書ヲ添附シ市長ニ提出スヘシ

前項ノ規定ハ規則第三十三條ニ依ル賣買參加者ニ之ヲ準用ス



第五條 卸賣人保證金ヲ納付シタルトキハ卸賣人證ヲ交付ス

前項ノ卸賣人證ハ市場ニ入場ノ際之ヲ携帯スヘシ

前二項ノ規定ハ仲買人ニ之ヲ準用ス

第六條 規則第三十三條ニ依ル賣買參加者賣買保證金ヲ納付シタルトキハ保證金納付證ヲ交付ス

前項ノ納付證ハ仲買參加ノ際之ヲ市吏員ニ呈示スヘシ

第七條 卸賣人市場使用料ハ毎月十日限其ノ前月分ヲ納付スヘシ店舗其ノ他附屬設備ノ使用料ハ毎月五日限當月分ヲ前納スヘシ但シ使用日數一月ニ滿タサルモノニ付テハ日割計算ニ依リ隨時之ヲ徵收ス

第八條 賣買取引ニ於ケル物品上場ノ順位ハ其ノ都度之ヲ定ム

第九條 賣買ハ現品又ハ見本ニ依リ之ヲ行フ

第十條 委託物品ニ付指値アル場合ハ賣買開始前ニ其ノ旨ヲ賣場ニ揭示スヘシ

第十一條 糶賣ノ場合ニ於ケル糶落ハ最高申込價格ヲ糶人ニ於テ三回呼上ケタル後決定ス但シ特別ノ事由アルトキハ呼上回数ヲ減スルコトヲ得

糶落人決定シタルトキハ糶人ハ直ニ其ノ氏名又ハ商號ヲ呼上クヘシ

第十二條 入札賣ニ於テ最高價格ノ入札者二名以上アルトキハ抽籤其ノ他適宜ノ方法ニ依リ落札者ヲ決定ス

第十三條 買受人ハ其ノ部ノ開市時間内ニ買受物品ヲ引取ルヘシ但シ特約アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 規則第十八條ノ保證金ニ對シ利子ヲ生シタルトキハ之ヲ納付人ニ交付ス

規則第十八條第二項有價證券ノ種類及價格左ノ如シ

一 種類

國債證券

南滿洲鐵道株式會社株式及社債券

大連取引所信託株式會社株式券

大連取引所錢鈔信託株式會社株式券

株式會社大連株式商品取引所株式券

株式會社正隆銀行株式券

株式會社滿洲銀行株式券

二 價格

時價ノ百分ノ九十

第十五條 卸賣人及仲買人ノ提出スヘキ契約書ハ附錄第二號様式ニ依ルヘシ

第十六條 卸賣人及仲買人ハ其ノ商號ヲ市長ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ商號ハ他ノ卸賣人又ハ仲買人ノモノト同一若ハ類似ノモノタルコトヲ得ス



第十七條 卸賣人及仲買人休業セムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條 卸賣人ハ販賣委託者ノ要求アリタルトキハ其ノ委託物品ノ賣上傳票ノ呈示ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 規則第二十二條第一項ノ通知書ハ附錄第二號様式規則第二十五條賣買仕切書ハ附錄第三號様式規則第三

十一條ノ報告ハ附錄第四號様式ニ依ルヘシ

第二十條 法人タル卸賣人及仲買人ハ毎決算期(決算期ノ定ナキモノニ在リテハ毎六箇月)ニ左ノ書類ヲ作成シ遲滞ナク市長ニ提出スヘシ

一 財産目録

二 貸借對照表

三 營業報告書

四 損益計算書

五 社員、株主又ハ組合員ノ期末現在名簿

第二十一條 卸賣人左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク市長ニ届出ツヘシ

一 規則第九條ニ依リ賣渡物品ヲ保管シ又ハ賣買ヲ解除シタルトキ

二 賣買代金又ハ規則第九條ニ依ル保管費用若ハ損害金ノ支拂ヲ爲ササル者アルトキ

第二十二條 卸賣人左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ遲滞ナク本人又ハ其ノ相續人若ハ代理人ヨリ其ノ旨市長ニ届

出ツヘシ

一 死亡又ハ法人解散シタルトキ

二 氏名、商號又ハ住所ヲ變更シタルトキ

三 規則第十六條第一項第一號ノ資格ヲ失ヒタルトキ

四 業務ニ従事スル代理人、雇人又ハ其ノ他ノ者ノ選任又ハ解任ヲ爲シタルトキ

五 本人又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ對シ犯罪嫌疑ノ爲起訴アリタルトキ

六 本人又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員其ノ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ又ハ其ノ判決ヲ受ケタルトキ

七 本人又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

前項ノ規定ハ仲買人ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ大連市卸賣市場規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

誓 約 書

抽 者

大連市設中央卸賣市場第

部卸賣人

トシテ御許可相受ケ從業候ニ就テハ場外取引ヲ爲スコトナキハ勿論關係諸



法規及御通達ヲ遵守シ誠實ニ取引仕ルヘク萬一法規違反及其ノ他不都合有之候節ハ如何様ノ御處分相成候モ異議

申間敷候

右誓約候也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

大連市長

殿

(第二號様式)

通 知 書

昭和 年 月 日

日 積船車名  
日 著船車名  
貨車番號

No.

種 類	品 名	數 量	受 領 日 時	備 考

上記ノ通入荷候也				
昭和 年 月 日	大連市設中央卸賣市場	卸 賣 人	氏 名	印

(第三號様式)

仕 切 書

昭和 年 月 日

日 積船車名  
日 著船車名  
貨車番號

No.

種 類	品 名	數 量	單 價	價 額

附 録

六三



記 事	合 計	上部ノ通相違無之候也 昭和 年 月 日 大連市設中央卸賣市場 卸 賣 人	氏 名 商 號 電 話	印 名 番	容 器 代 計					差 引 送 金 額
					總 計	手 運 貨 料	停 滯 信 料	通 送 金 料	其 他 料	
内 引 去 金 内 課					計					

(第四號様式)

賣 上 報 告 書

大 連 市 長 殿

産 地	品 名	荷 印	数 量	單 價	金 額	備 考

上記ノ通報告候也

昭 和 年 月 日 仲 買 人 氏 名 印



昭和五年四月四日印刷  
昭和五年四月七日發行

定價金七十五錢

發行兼編輯者 南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課 佐田弘治郎

印刷者 大連市大江町二番地 荒木猪象

印刷所 大連市大江町二番地 株式會社 日清印刷所

發行所 南滿洲鐵道株式會社

大連市紀伊町九十一番地

取次販賣所 社團 法人 中日文化協會



終